

中國の下級裁判所に就て

—河北省順義縣承審處を中心として—

内田智雄

一、承審處の案件

二、承審處の沿革

三、承審處の職員

四、承審員と縣長

五、下級裁判的一般的性格

一 承審處の案件

筆者は華北農村慣行調査資料の内容梗概に次のように記している。

承審制度ヲ調査ノ対象トセシ所以ノモノハ、本慣行班所管ノ裁判案件中、特ニ家族制度ニ關スル民事刑事ノ案件多數ニ存スルニヨリ、コレラノ案件ヲ以テ家族制度研究上ノ一資料タラシメンコトヲ企圖シ、日下銳意コレガ整理中ナルニヨリ、案件整理上ノ準備トシテ、承審制度ノ概要ヲ承審員及ビ書記員ニ就テ之ヲ訊セルモノデアルガ、從來何等コノ方面ニ素養ナキ本調査員ノ質問ガ、承審處ノ沿革・機構・訴訟手續・裁判ノ處理等ニ就キ、奈邊ニマデソノ核心ヲ衝キ得タルカハ本調査員自ラ疑問トスル所デアル。¹⁾

と。これによつて筆者の本承審處調査の目的は明であるが、これらの案件は昭和十五年に來燕せられた末弘嚴太郎博士一行によつても、垂涎措く能わずと絶讚せられた資料である。なおこの案件に就てはかつて筆者も言及したことがある。

「これに就て筆者が未だ愛惜の念に堪えないのは、河北省順義縣公署の承審處、即ち吾國の地方裁判所の如きに保藏されていた、民國（大正）元年以降現在までの民事刑事の訴訟案件である。筆者等は農村調査のかたわら、この種の案件や古記錄古文書類をも、廣く華北の各地に亘つて探訪し蒐集したのであるが、順義縣城に於ける程、完全に近い形に於て保藏されていた所は絶えてなく、筆者は時の縣長に請うて、先づその目録を作制し、更にこれを貴重なる學術研究の資料として、北京の吾々のオフィスまで借來することの許諾を得たので、これら民事刑事の案件と土地整理に關する古文書類數千卷とを、トラック一臺に満載して、昭和十七年の三月、一間さきも土砂黃塵のために辨じ得ない猛烈な蒙古風の中を、京古街道をひたすらに走つて北京に持ち歸り、爾來數人の中國人諸君によつて、一々これを整理して書套におさめ、標題を付して検索に便ならしめるに到つたのであるが、筆者は不幸にして、これを調査し研究するの機を得ずして華北を去るに到つた。特に今にして垂涎措く能わざるもののは、これら民事の案件中に挿入されている分家單・過繼子單・土地賣買文書、その他、とりわけこゝに言わんとする休書即ち離婚書等であつて、それらの古きは康熙乾隆に遡るものも決して寡くはなかつた。それらの休書の若干は、かつて法律時報誌上に、仁井田博士によつて紹介せられたことがあつたと記憶する。上記の如く筆者は、これらの資料を研究する遑なくして北京を去つたのであるが、順義縣城に於て作制せるこれら案件の目録のみは、その内容はともかくとして、すくなくとも統計的な資料價值を有するものとして、これを大連にまで持参したのであるが、不幸終戦と共にその目録をも終に失わざるを得なくなつてしまつた。²⁾

と。而してこれらの民刑事の案件は、終戦まで北京の滿鐵調査所に保管せられていたのであるが、その後果して如何に處置されたであろうか。おそらくは再び吾國の學者によつて、調査研究の對象とされる機會は訪れ難いであろうとは考えられるが、とにかくこれは民國以後の下級裁判史の資料として、殆んど完全な形に於て保存されているということ、またその案件に挿入されている各種の證文類は、清朝以來の身分法・財產法に關するなまのまゝの資料であるという意味に於て、稀有且つ貴重なものといふべきであらうと思う。

本稿は以上の如く案件の整理研究のための手段としての調査であつて、承審處そのものを調査の對照としたものではなく、従つて筆者自らその不備粗漏を知らないわけではないが、從來中國の上級裁判所に就ては、詳細な紹介や研究がなされて居り、また公式な文獻記録の上ではまさにかくあるべしとされていて、現實には必ずしも然あらざる場合のすくなくないのに徴して、上級の裁判組織の側から或は公式な制度や法規から離れて、下級裁判所そのものを調査の對象とすることも、中國の現實的なまた一般的な裁判所を知るという意味に於ては、確に一つの意味をもつものであろうと考えられる。他方また現在の如き中共の治下に於ては、社會組織の基本的な變革と共に、在來の裁判所組織自體も、根本的な改廢がなされていると豫想せられるのである。この意味では承審處の組織も、既に單なる過去の語り草の域を出ないものとなつてゐるかも知れない。然しながら從來の裁判制度は、民國以來三十數年に亘つて、現實に施行され來つたものであり、一方吾國や獨逸を介して、近代的な裁判所組織や裁判方法を採用して居りながら、他方、すくなくともその實際運營の面に於ては、清朝以來否、中國古來の傳統的なものを多分に包藏しているのであつて、この意味では古代以來の裁判の性格を窺わしめる一資料であると言ひ得るかも知れない。

本稿の資料は前記の如く、華北農村慣行調査資料によるものであるが、それは順義縣承審處の承審員張家寶及

び、書記員孫紹瀛の兩氏と、筆者との間に於ける一問一答の筆録によるものであつて、兩氏ともその記憶は正確であり、その應答は極めて誠實であることを、この方法による華北各地の數多い筆者の調査經驗から保證することが出来る。文中片假名を以て特に記した個所が、その質問應答或は應答であつて、その大部分は兩氏特に張家寶氏によるものである。

- (1) 華北農村慣行調査資料第一〇八輯(家族制度篇第一七號)。
- (2) 拙著「中國農村の家族と信仰」五八頁以下、「離婚と再婚」の項。

二 承審處の沿革

今初級或は地方管轄第一審の民刑事訴訟事件を取扱う承審處の沿革及び組織を紹介するにさきだち、エスカラ教授の記述によつて、清末民初以降に於ける中國の司法組織と、その沿革の大要を抄錄してみることが便宜であらうと思う。

光緒三十一年一九〇五年 明治三十八年に清朝の司法組織が基本的に改革せられ、從來の刑部が司法部となり、大理寺が獨立して大理院と改稱せられて最高法院となり、下部の司法組織全般に亘つて改革が企圖せられたが、その改革は首都の近接地域の、而も部分的なものと言わざるを得なかつた。その後宣統元年十二月二十八日一九一〇年 治四十三年二月七日に司、法組織の一般法が公布せられた。それは十五章百六十四條からなるもので、行政權と司法權との分離を認める全く劃期的なものであつた。それによれば各縣に初級審判廳が置かれていたが、然し現實には民國十五年一九二六年 大正十五年に於ても、なお縣長が判事として承審員に補佐せられる舊式な裁判所が、全國に千八百も存在していたという狀態にあつた。また各府には檢察廳の附屬した地方審判廳即ち地方裁判所が設けられ

たが、地方によつてはその分廳のみが設けられた所もある。更に各省の省政府所在地には、高等審判廳とその檢察部とが存在し、首都北京には大理院とその總檢察廳とが設けられた。²⁾ 卽ち第一級裁判所たる初級審判廳は、民事に於ては即決手續によつて判決される事件、刑事に於ては罰金及び三年以下の懲役刑の犯罪について管轄權があるとされていた。然しこれは民國四年一九一五年 大正四年に廢止せられたため、地方裁判所、或はそれが存しない場合には縣知事の司法部に、嘗て第一級裁判所の權限に屬していた事件を判決する即決部なるものが付加せられた。

第二級の地方裁判所たる地方審判廳は、第一審の審理が上級裁判所に屬する特に重大な若干の犯罪を除き、第一級裁判所の管轄を超える民刑事の第一審を管轄した。控訴に於ては地方審判廳は、初級審判廳に屬する事件の裁判を行つた。地方審判廳の存しない所では、縣知事の司法公署がこれを司つた。第三級裁判は省政府の所在地にある上級裁判所たる高等審判廳によつて行われた。それは第一審としては一定の犯罪を判決する權限があり、第一控訴に於ては地方審判廳に於ける第一審事件の判決をした。第二の控訴或は最終控訴に於ては、それは初級審判廳による第一審の判決事件、及び地方審判廳による第一控訴判決事件を判決した。第四級の最高法院は、刑事に於ては非常控訴を、民事に於ては第一控訴法院として、高等審判廳が第一控訴裁判所として審理した事件を、第二控訴法院としては、高等審判廳が第一控訴裁判所として審理した事件を判決する權限を有していた。すべての級に於ける第二控訴は、第一控訴審による法の違反に對して、また三百圓以上の財產或は價格に關する事件に就てのみ可能であつた。³⁾ そして原則としてすべての事件は、これら三審を通過せねばならぬところから、この司法制度を「四級三審」制と呼んでいる。⁴⁾

以上輪廓的な敍述によつても知られる如く、この制度は獨逸や日本から輸入せられたもので、もとより中國の政治經濟狀態には合わない且つ不整備な組織であつたため、民國二十一年一九三二年 昭和七年に「三級三審」制を實施する

司法組織新法（法院組織法）が公布せられ、それは民國二十四年一九三五年昭和十年七月一日から施行することゝされたいたが、その實施は勿論中國全土に及ぶべくもなく、現時の中國に於てさえも、最も古い司法組織の制度と、それの近代化を企圖する一九一〇年^{宣統元年}^{明治四十三年}のそれと、この二つの制度が競合的に存在しているといつた状態にある。⁵⁾而して「三級三審」制とは、地方法院と高等法院と最高法院とであり、最高法院は遷都と共に北京から南京に移され、高等法院は原則として各省政府所在地にあり、地方法院は各縣にあるべきものとされているが、實際にはエスカラ教授も述べている如く、「多くの縣は人の知る如く、現代的な裁判所を有しない。縣長は同時に行政者であり判事である。或はより正確に言えば、彼は原則として、縣裁判所と同じ権限を有する司法公署或是司法事務局を指揮する」⁶⁾といつた變則な状態にあるのであつて、こゝに本稿の主題とする承審處は、縣長が行政者でありながら同時に判事であり、而もこの縣長によつて指揮管督される非現代的な裁判所である。

大體以上のような中國司法組織の大要と沿革との理解を前提として、縣裁判所たる承審處の沿革と組織の概略とを紹介したいと思うのであるが、それは司法制度の下部組織そのものに於ける様であつて、必ずしも中央政府の法令による裏付けをもつものではない。なぜかとなれば、中央政府の指令はかくの如き末端機構にまでは及ばない場合が多く、若し及んだとしても、そのまゝには遵奉し得ない地方地方の特殊事情が存在していたからである。そして若し以下に記する張承審員の陳述にして過誤なしとするならば、たとえば司法組織の沿革に於て、特にその下部組織のそれが、エスカラ教授の見たつたところと、甚だしく齟齬することに氣付くであろう。そしてこのことは公式な法規や指令、或は公文書——中國の文書は一般に公文書的性格が極めて多いのであるが——のみによる中國の研究が、如何に危険であるかを例示する一證にならうと思う。そしてこのことはまた吾國に就ても、程度の差こそあれ同じことが言い得るのであつて、たとえば吾國が食糧の配給に甚だしい困難を感じて居

た二、三年以前に於て、吾々は新聞紙上に公式示達としてその配給計畫を見たのであるが、現實の配給は遅缺配の連續であつて、計畫とは遙にへだたつものであつたことは、未だ何人の記憶にもあらたなるところである。而して若し後世假りに日本の食糧配給史といつたものが偏纂されるとした時、かゝる公式示達のみを以てその資料とした場合——また事實その可能性が極めて多いのであるが——それはすくなくとも史實に遙に遠いものと言わざるを得ない。こうした齟齬が、中國の文獻資料と現實との間には極めて多いのであって、本稿はまたそした意味でも一つの資料たり得るかも知れない。

それはさて措き上記の如く、清末以降中國の司法組織は、光緒三十一年^{一九〇五年}と、宣統元年^{明治四十三年}と、民國二十四年^{一九三五年}とに於ける三回の變革が認められるのであるが、この變革は司法組織の末端機構である縣裁判所に於ては、果して如何に受け容れられているであろうか。更にまた民國二十一年の法院組織法によつて、民國二十四年から三級三審制の實施が期せられ、地方法院は各縣に設くべきものとされているが、その實際は果して如何といふような問題が提起せられる。よつて以下先づ現時の順義縣承審處の沿革から見ることとしよう。

張承審員の述べるところによれば、中國の近代的な裁判制度は宣統二年^{一九一〇年}明治四十三年前後に設けられ、民國二年^{一九一三年}には縣長の下に帮審員があつて、司法事務を處理する帮審員制度が出來、更に民國三年一月に承審處の制度が設立せられ、從來の帮審員は承審員となつたが、それは單なる名稱の變更に過ぎないと言われる。民國十二年^{一九二三年}大正十二年^{一九二二年}四月には承審處が順義縣司法公署となり、承審員は審判官となり、縣長が檢察官となつた。この檢察官は「日本ノ檢事ニ相當ス」るもので、刑事案件の調査と告發告訴等を行うとされる。この順義縣司法公署が民國十四年^{一九二五年}大正十四年^{一九二四年}六月には、東師地方審判廳順義縣分廳となり、從前の審判員は監督推事となり、

検察官は縣長の兼任でなしに専任者が置かれ、「コノ頃ハ縣公署カラ離レテ、全然獨立シタ」時代であると言われ、この京師地方審判廳の管轄下に於ては、順義・涿縣・武清の三縣に分廳が置かれた。更に民國十七年一九二八年七月には河北北平地方法院順義分院となり、さきの監督推事が院長となり、別に職制上検察官が置かれるわけであつた。要するにこの順義縣分廳や順義分院の時代は、一九一〇年に於ける司法組織一般法公布の理想を実施した、或は實施せんとしたものであるといふことが出来よう。而してこの北平地方法院の順義分院は、従前の承審處や司法公署に比して、司法組織上明に一段昇格したものであつて、「從ツテ分院ガ永ク存續スレバ、費用ガ餘計ニ要ルノダガ、ソウナラヌ中ニ變ツテシマツタ」わけで、實際には承審員も一人のまゝであつたと言われる。然しこの順義分院は、北伐當時の戰地委員會が作つたもので、その戰地委員會が北伐の成功と共に八月になくならると、同じ年に國民政府の司法行政部が分院を縮小して、河北北平地方法院順義分庭とした。かく分院が分庭となると共に院長が庭長となつたが、またまた一九三五年民國三十四年 昭和十一年七月に順義地方法院となり院長が出來、院長の下に推事の職があつたが、「名ガアルダケデ院長ガ皆シタ」という狀態で、たゞ書記だけが若干増員せられたことである。要するに地方法院にはなつたが、實質的には殆んど變化は見なかつたわけで、さきの涿縣や武清縣も順義と共に地方法院となつたが、實際には順義と同様であつたであろうことは想像に難からざる所である。そしてこの實を伴わない順義地方法院は、一九三六年民國二十五年 昭和十一年四月、再び一九一四年に創設せられた承審處の名に逆もどりして、爾來以下紹介するが如き状態に於て現在に到つてゐる。因みに日華事變中は如何といふに、民國十五年一九三六年昭和十一年に冀東政府が樹立されたが、その一月から三月まで承審員の俸給は不拂で、四月以降は北京に中華民國臨時政府（一九三七年十二月）が出来るまで支給せられ、それ以後現在に到るまで、河北省財廳から支給されていふと言われる。

以上中國司法組織の末端機構たる縣裁判所の沿革を、張承審員の述べるところによつて紹介したのであるが、これによればこの縣裁判所は、一九一三年以來實に七回の變轉を見ていゐるわけであり、そしてその變轉たるや主として北京の上級法院管轄下に於ける縣裁判所としての規模や組織の大小に關するものであつて、中國の過度的な司法組織の下に於ては、中央政府の法院組織法の必ずしも與り知らざるところであると言ひ得るかも知れない。事實縣裁判所たる現在の順義縣承審處の沿革に於て、中央政府の法院組織法と對應して考えられるものは、僅に次の三件のみである。即ち一九一〇年の司法組織一般法の公布は、一九一三年に到つて本縣に帮審員制度を設けしめ、一應近代的な裁判所えの一歩を踏み出さしめ、一九一五年には京師地方審判廳の順義縣分廳が設置せられ、また一九三五年の法院組織法の施行は、それがたとえ名義上のものゝみであるにせよ、ともかく本縣に地方法院を置かしめていることである。そしてこの縣裁判所に對する夥しい名稱の變轉は、單に本縣のみに限られた現象ではなくして、廣く中國一般の縣裁判所にも、程度の差こそあれ該當する事實であると考えられる。否むしろ本縣が北京に最も近接する地域であるという意味に於て、上級裁判所の指令の最も徹底せる地域であると言ふことが出來、從つて北京や南京の中央政府、或はその他の大都市に在る上級官廳所在地から懸絶した地域に於ては、その組織の變改はともかくとして、極めて原初的な裁判組織が、そのまま永く溫存されてゐるの算さえ甚だ多いわけである。而してかゝる事態のよつて來るところは、中央政府の司法組織の整備と近代化えの當初の企圖にもかゝわらず、いくたびかの政變による中斷と阻害と、司法制度に對する國家財政の不確立乃至輕視と、生命財産や人權の保證機關としての司法制度に對する國民大衆の無理解などが、近代的な裁判制度の發達をばんでいる主因であると考えられる。とにかく中央政府の法令のみによる下部組織の理解が、往々にしてその實態からかけ離れたものであることの一例は、上記によつて自ら明にされ得たと思う。そしてのことたるや、實に

中國の文獻そのものゝもつ一般的な性格であつて、その取扱い上深く吾々の戒慎を要請すると共に、他方また、縣裁判所の數次に亘る名稱や組織の變改にもかゝわらず、その實態は設立當初から殆んど本質的には變化をしていないわけである。従つてその名稱の改廢のみによつて、直ちにその實態を想定することの誤りであることも、既に承審員自らの陳述によつて明であり、更にまたかかる名稱の改廢にもかゝわらず、依然たる舊態を以て終結し來つたという事實も、これまた中國制度史上の一つの重要な特質であるといふことが出来ると思ふ。

- (1) 當時上部の行政單位は、縣・府・省の段階に分けられていた。
- (2) エスカラ著「支那法」。谷口教授譯、二九一頁参照。
- (3) この金額はわが國に於ては明治四十三年のことであることに留意されたい。
- (4) エスカラ著「支那法」。谷口教授譯、三三四一五頁参照。
- (5) 同上、三三四一六頁参照。
- (6) この四級三審制による第一級裁判所は、一九一五年（民國四年）に既に廢止せられて居り、現實には三級三審制が採られていた。エスカラ「支那法」二九四頁参照。
- (7) 同上、三三八頁。

三 承審處の職員

本承審處の職員は承審員一名、書記員一名、書記一名、承發吏二名、檢驗吏一名の計六人であつて、「規定ハ六名ダガ別ニ繕狀生ガ二名アル」と言われてゐる。¹⁾

然らば承審員は如何にしてなるかといふに、「保定ニアル法政學校三年ヲ卒業スレバ、法官ニモ承審員ニモナレル」と言われる。然し實際には「法官ハ學校ヲ出テカラ試験ヲ受ケテナルガ、承審員ニハ試験ガナイ」わけで、こゝに試験とは中央政府の考試院の試験で、それは司法官考試と呼ばれ、吾國の高等文官司法科の試験に相當す

るものである。従つて考試院の試験にパスした法官は、法院に入つて司法官として終身官であるが、承審員は正式な法官ではなく、また身分の保證もないわけである。然し後に見る如く承審員も、規定上は試験がないわけではない。而してこの法制學校の入學資格は、高級中學畢業とされているから、初級中學三年、高級中學三年として、大體吾國現時の新制高校卒業程度であつて、従つて法制學校は吾國舊時の専門學校にあたるわけである。そしてこの法制學校が設立せられたのは光緒二十八年一九〇二年 明治三十五年であつて、それが保定に設けられたのは、保定が清末まで直隸省治の所在地であつたことによるものである。然し民國になつて天津が省治となると共に、民國元年一九一二年に天津の北洋法政專門學校と合併したと言われる。そしてこの北洋法政專門學校は、「民國六年頃ニハアツタガ、何時ナクナツタカ知ラヌ」と張承審員によつて述べられているが、この北洋法政專門學校を民國六年に卒業した李懋修氏に質してみると、この學校は光緒三十一一二年(明治三十八九年)頃、袁世凱によつて北洋法政專門學堂として天津に創立せられ、民國以後北洋法政專門學校と改稱し、民國二年一九一三年 大正二年に保定の法政學校と合併し、直隸法政專門學校となり、民國十年一九二一年 大正十年以降河北法商學院と改稱して現存すると言われる。³⁾今兩氏の述べるところに若干のソゴはあるが、要之、清末直隸省に保定の法制學校と、天津の法政專門學堂とが設立せられ、民國初年兩校が合併して、直隸法政專門學校として天津に移され、その後天津の商業都市としての性格から、河北法商學院と改稱されたものと考えられる。⁴⁾そして今こゝでは便宜舊直隸、即ち現在の河北省に於けるものゝみに就て見たのであるが、こうした司法官や辯護士養成を目的とする學校が、全國各地では相當な數に達したであろうことは想像に難くない。然し清末民初以來の學校というのは、果してどの位の數に達するか明にしがたい。⁵⁾とにかく李懋修氏の在學當時、この直隸法制專門學校は高級中學卒業後、豫科一年、本科三年となつて居り、卒業後は試験をうけて律師（辯護士）となるものもあり、「落第スル者モアツタ」と言われる。

また次のようにも言われている。「承審員ハ規定ニヨレバ試験ヲ受ケルノダガ、試験ナシデモナレタ。自分モ承審員ノ張先生モ然リ」と言われる如く、規定上は承審員も法律専門の学校を卒業しさえすれば、それで承審員にも法律専門の学校を卒業したるものゝようであり、假りに受験を要するとしても、「落第ヲスル者モアツタ」程度で、試験はおそらく易々たるものであつたことが想像せられる、従つて承審員や法律専門の学校を卒業したものが承審員として認められるものであることが知られる。⁽⁶⁾

次に承審員について重要な職員である書記員は、「書記ノ頭」であると言われて居り、吾國の監督書記にあたるものであろう。この書記員及び書記には資格上の制限がなく、「永イ經驗ヲ必要トスル」程度のものである。^(カ)
承發吏の職務は「民事裁判ノ通知ト、呼び出シノ通知ヲモツテ行ク」ことで、また土地の紛争などには現場に行つて調査をすることがあり、従つて「少シ法律ノ常識ヲモツ」ことが必要とされ、民國初年まで存した「差役」とは異なると言われるが、これは吾國の執達吏に相當するものであろう。

檢驗吏は刑事案件に於ける屍體の検査や負傷の程度を見る者で、「専門的知識ヲ要ス」と言われるが、實際には「洗冤錄ヲ讀メバ出來ル」程度のもので⁸⁾、吾國の警察醫といつたところであろう。

縫狀生は「訴訟狀ヲ書イテ來ル人」で、本縣では承審處とは別に縫狀處があり、縣公署の受付の所に設けられているが、これは訴狀のみならず諸他の願や届が、等しくここで公私の文書として書かれるのであつて、縫狀生は吾國の司法代書人、縫狀處は司法代書事務所に相當する。⁽⁹⁾

以上を以て本承審處に現在する職員の職務に就き、承審員の自ら述べるところを中心として記したのである

が⁽¹⁰⁾、序を以てこれら承審處職員の調査當時に於ける俸給を示せば次の如くである。承審員の本俸五十四圓、手當を含めて百三十圓、書記員は本俸四十五圓、手當は三十圓。書記及び承發吏は手當を含めて四十圓。檢驗吏も亦四十圓である。

- (1) 河北省縣政府承審處暫行規程（民國十七年九月十四日、省政府委員會第二十次會議通過、九月十八日公布）によれば——
以下これを承審員参考法令摘要と呼ぶ——その第七條に、「承審處ハ承審官ヲ設置スルモ、多キモ三人ヲコニルコトガ出來ナイ。ソノ二人以上ヲ置クモノハ、一人ヲ以テ首席トナス」とあり、また第八條には、「承審處ハ事務ノ繁簡ヲ見テ、書記員一人或ハ二人、錄事二人乃至五人、承發吏二人乃至六人、檢驗吏一人乃至二人、司法警察四人乃至十人ヲ置ク」とあり、こゝに錄事とあるは本承審處の書記を指すものであろう。摘要中に見られる司法警察が、承審員によつて職員としてあげられていないのは、本縣にては行政警察と一緒になつていて、承審處に専屬していないことによるもので、これは「呼出シ通知、判決ノ配達ラスル人」で、待遇も亦行政警察と同じである。
- (2) 同氏は嘗て北京で律師をして居り、現在は順義の商會々長（吾國の商工會議所の會頭の如きもの）をしている。
- (3) エスカラ教授の「支那法」には河北法商學院の規模を表示している。同書、四二二頁。
- (4) 河北法商學院の「河北」は、その改稱が民國十年であるとすれば、直隸から「河北」えの省名の變更には關係がないようである。なぜかとなれば、省名の變更は民國十七年であるからである。
- (5) エスカラ教授は全國的に、これら法律學校の校名や所在地、その卒業生在學生の數その他數項を表示しているが、その創立年代は記していない。同上、四一五頁以下。
- (6) 承審員参考法令摘要第三條には次の如く規定されている。
一、曾テ推事或ハ檢察官タリシモノ。
二、高等法院所管ノ區域内ニアル候補或ハ學習司法官。
三、司法儲材館ノ卒業者。
四、承審官試験ノ合格者。

五、縣長試験ノ合格者、或ハ曾テ試験ヲ受ケテ、薦任（筆者注、國民政府ノ文官ハ特任・簡任・委任ノ四級ニ分ケラレテ居タ）ノ資格ヲ得テ居リ、國內又ハ外國ノ法律法政學校ニ於テ一年半以上在學シ、ソノ證明書ヲ有スルモノ。

六、曾テ法院ノ書記官タリシコト三年以上ニシテ、確タル成績ガアリ、國內又ハ外國ノ法政學校一年半以上ノ在學者。

七、曾テ辯護士タルコト二年以上ニシテ、訴訟事件ノ處理上著シイ成績アルモノ。

八、曾テ各縣ノ帮審員或ハ承審員タリシコト二年以上ニシテ、著シイ成績ガアリ、並ニ司法部ニ報告セラレテソノ記錄ヲ存スルモノ。

また第四條には「左記ノ各項ノ一アル者ハ、前條ノ資格ガアツチモ任用ヲ許サナイ」とある。

一、反革命行爲ガアリ證據確實ナ者。

二、叛黨ヤ跨黨ノ證據アル者。

三、貪官汚吏ヤ土豪劣紳、人ニ告發セラレテ證據確實ナモノ。

四、曾テ刑事處分ヲ受ケタ者。

五、曾テ免職處分ヲ受ケテ未ダ復職シテ居ナイ者。

六、曾テ公金ヲ費消シテ未ダ完済シテ居ナイ者。

七、精神病アル者。

八、曾テ破産ノ宣告ヲ受ケタ者。

九、阿片ソ嗜好アル者。

一〇、年力衰弱シテ職ニ堪エ得ナイ者。

(7) 「河北省縣政府承審處暫行辦事細則」の第五章第四十六條によれば、書記員の職務を次のように規定している。

一、文件ヲ收發シ卷宗ヲ保管シ、稿件ヲ撰擬シテ文牘ヲ作ル職務。

二、民刑事訴訟文書ノ提供ヤソノ編冊保存、收發シタ文書ノ記録ヲスル職務。

三、統計及ビソノ他ノ表類ヲ編制シテ統計ヲ作ル職務。

以上ノ各職務ハ情形ヲ酌量シテ、書記員一人或ハ二人ヲ以テ之ヲ兼任スルコトガ出來ル。

(8) 洗冤錄は宋の朱慈の作るところで二巻、そののち後人の増訂を経て今日に到つてゐる。古來この書を以て刑獄檢驗の基準

としている。

(9) 「河北省兼理各縣承審處附設繪狀室暫行規則」(民國十九年七月二十二日公布)の第二條に次の如くある。「繪狀室ニハ繪狀生一人乃至三人ヲ置キ、専ラ訴訟人ニ代ツテ民刑訴訟及ビソノ他ノイロイロナ文書ヲ繪作セシメル。但シ當事者が明ニ自ラ繪寫シ得ル時ハ自書シテヨシ」とあり、また第三條には「繪狀生ハ左記ノ資格ヲ備エ、縣政府ガコレヲ選任シ、高等法院ノ参考ニ供スル。一、年齢二十五歳以上ノ者。二、文理清通ニシテ字跡端正デアリ、若干ノ法律知識ヲ有スル者。三、品行純正デ明ニ阿片ヲ吸ウ習慣ガナク、以前官文書ヲ司ル小吏デアツテ、專ラ架攬詞訟(人ヲ教唆シテ訴訟ヲ起サセルコト)ヲ以テ業トシテ居ナイ者。四、未ダ刑事處分ヲ受ケテ居ナイ者」とある。

(10) 承審員法令摘要第九條に、「書記員錄事承發吏及ビ檢驗吏ハ、縣長及ビ承審員ノ監督指揮ヲ受ケテ職務ヲ執行ス」とある。

(11) これは昭和十七年の調査であるが、當時の物價指數は吾國の昭和十四、五年頃と見てよいであろう。

四 承審員と縣長

問題の焦點は承審員と縣長との身分關係、即ち裁判處理上に於ける司法と行政との關係であるが、先づ手がりとして承審員張家寶氏の經歷をたづねてみることとする。氏は上記の如く保定の法制學校卒業後、北京の陸軍學生隊の教官となり、民國二年に東光縣の帮審員、同三年に滄縣、六年に鹽山縣の承審員となり、七年に北京稅務監督公署の稽徵科科長、八年から十年まで保定で律師、十一年には河南省延津縣、十二年には新鄉のそれぞれ承審員、十三年には再び保定に歸つて律師、十四年には奉天省遼陽縣地方檢察廳の檢察官、十五年に再び河北に歸つて易縣、十六年に束鹿、十七年に定縣、十八年に豐潤縣、十八年から二十六年まで棗強縣の承審員、二十六年に冀縣地方法院の推事となつたが、日華事變でやめて保定に歸り遊んで居り、一九三一年六月に順義縣の承審員となつたと言われる。かくその半生の大部分を司法事務に捧げ來つた人の経歴が示すこの夥しい轉任は、そもそも

も承審員てう司法官そのものの身分を物語るものではないであろうか。

張先生ノ轉任ハ縣知事ト一緒ダツタカ——然ラズ。

轉任ハ命令カ希望カ——縣長ガ替ツタノデ願書ヲ出シテ辭職シタ。新シイ縣長ハ多ク新シイ承審員ヲ連レテ來ル。と。これによつて殆んど一年毎にといつてもよい頻繁な轉任事由が分るわけであるが、これは正しくは張氏の言う如く、辭職であつて轉任ではないわけである。そしてその辭職の事由は、新縣長が新承審員をつれて來ると、いふことによつて、行政と司法とが如何なる關係にあるかも窺知し得ることゝなる。

辭職シテ新シイ土地エ就職スルノハ、知人ノ縣知事デモ頼ツチ行クノカ——辭職スルト承審官ソ居ナイ縣カラ來テクレト言ウテ來ル。承知スルト縣知事が高等法院エ推薦スル。コレハ民國十七年以前ノコト。

と。これによれば民國十七年以前に於ては、承審員の實質的な任免は縣長と承審員との取引に於て行われ、たゞ形式的に高等法院が任命の形式をとつたことが知られる。

民國十七年以後ハ如何——以前ノ承審員ヲモウ一度招集シ、履歴成績ヲ考查シテ高等法院カラ任命シタ。ソレハ北伐完成後デ新シイ政權ガ出來タカラ。

と。即ち孫文の死後、蔣介石を總司令とする國民革命軍の北方軍伐打討の成功と共に、從來の承審官を一應御破算として、各高等法院を單位とし、全承審員の履歴や成績を考查して、新しく承審員の任命を行つたことが知られる。即ち北伐の完成に伴う司法行政の革新は、地方司法官のはしに到るまで、こうした形での影響を與えて居るのであつて、從つて張氏の經歷も民國十八年以後に於ては、一縣に定住する期間の永くなつてゐることが知られる。

ソレ(北伐完成)以後ノ辭職ヤ轉任ハ如何——忙シイ縣ノ承審處ハ高等法院エ熟練ノ承審員ヲ求メテクル。高等法院ハ本人ノ

意志ヲキイチ赴任サス。

十七年以後デモ、縣長ガ替レバ承審員モ替ツタカ——新縣長ト一緒ニ居タクナケレバ、自分カヂ高等法院エ申出テ轉任スル。ソノヨウニシテ轉任スルノハ少クナイ。

アナタガ十七年ニ定縣カラ、十八年ニ豐潤縣ニ替ラレタノハドウイウワケカ——定縣ニハ承審員ガ二人居タ。新縣長ガ經費ノ關係上一人ニシタトイウノデ、自分ノ知人デアル豐潤縣長ニ話シ、彼ガ高等法院ニ話シテ轉任ヲシタ。

コヽ（順義）エ來ラレタ事情ハ——保定デ臨時政府司法部ノ部長ニ申出テ、當時三十一名ノ承審員ガ、職ニツクタメ履歴書ヲ出シテ居タガ、ソノ第一名（首席）トシテコヽニ赴任シタ（筆者注、コレハ日華事變後ノコトデアル）。コヽノ縣長ト知合デハナカツタノカ——知ラヌ。

と。これによつて北伐以後は承審員の任免を縣長の自由にさせない、即ち司法の人事を行政のそれから獨立せしめようとする意圖の一端を明に看取することが出来る。にもかゝわらずこの理想は、承審處の組織構成それ自體に徹底し得ない宿命をもつてゐるのである。即ち「縣知事審理訴訟暫行章程」第一條には、

凡ソ未ダ法院或ハ司法公署ヲ設ケザル各縣ノ初級、或ハ地方管轄第一審ノ民事刑事訴訟ニ屬スルモノハ、縣知事ニヨツチ審理ス。承審員ノ設ケアル各縣ノ初級管轄案件ニ屬スルモノハ、概ネ承審員獨自ノ審判ニ歸シ、縣公署ノ名義ヲ以テ之ヲ行イ、承審員ガソノ責任ヲ負ウ。地方管轄案件ハ縣知事ガ承審員ヲシテ審理セシメルコトガ出來、縣知事ハ承審員ト共ニソノ責任ヲ負ウモノトス。

とある。尤もこの章程は民國三年に公布せられ、その後三回の修正を経たとは言え、なお「司法公署」とか「初級管轄」とかといつた既に廢止せられた制度や名稱を含んで居るが、とにかく地方管轄第一審の民刑事訴訟は、本來縣知事の責任に於て審理されることとなつて居り、そのことは「縣知事審理訴訟暫行章程」という章程自體の名がこれを物語つてゐる。

かくの如く縣知事は訴訟審理の責任者であると共に、他方また検察官であるとされる。今試みに調査當時承審員の机上にあつた刑事處分書の末尾を見るに、

順義縣公署偵查庭

知事夏崧生
承審員張家寶

とあり、刑事で無罪の時には「偵查庭」と書し、有罪の時には「刑庭」と書すると言われる。而して刑事事件の起訴については次のように言われる。

刑事ノ起訴ハドコカラ來ルカ——原告カラト、警察カラト、日本憲兵隊カラト、縣警備隊カラトアルガ、警備隊カラハ少イ。

刑事案件ハドンナコトガ一番多イカ——強盜ノ嫌疑、竊盜、傷害、アトハ少イ。

と。而してかかる刑事案件に對する檢察官は、吾國の檢事に相當するわけである。

日本ノ檢事ニアタルモノヲ何トイウカ——檢察官。

コ、デハ承審員が判事デ、縣長が檢察官カ——然リ。

縣長ハ檢察官デアル以外ニ判決ノ責任者カ——責任ヲモツテ居ナイ。刑事ニノミ自分ノ意見ヲ述ベル。

と言われ、これによれば縣長は檢察官としては明に承審員と同格であり、從つて承審員と縣長とは、吾國の判事と檢事に相當するのであつて、この意味ではさきの「縣知事審理訴訟暫行章程」の規定と相反することとなる。然るにまた次のようにも言われる。

刑事ニハ縣長が事情ヲ調べテ書類ヲ作り、承審處ニマワスノカ——承審員ガスル。

承審員ハ判事ト檢事ト兩方ヲ兼ネルノカ——然リ。

中國の下級裁判所に就て

と。これによつてさきの應答が極めてフォーマルなもので、事實に反するものであることが知られる。即ち縣長は名義上は檢察官であるが、實際には承審員がこれをかねて居り、從つて縣長は檢察官としても亦縣長としても、裁判に出廷することは殆んどないわけである。

然らば民事訴訟に於ては如何といふに、それは財産、債權債務、土地房產、婚姻や繼承等が最も多くを占め、それが有罪の時には處分書を「起訴書」と記し、判決の末尾には「順義縣公署民庭」として、知事と承審員の署名をすること刑事のそれと同様である。

知事が之ニ署名スルノハ如何イウ意味カ——知事が檢察官ノ代理ヲシテ居ルカラ。

ソレハ知事トシテカ、檢察官トシテ署名スルノカ——檢察官。

スルト知事ト署名スルコトハ誤リデハナイカ——然リ。

と肯定せられる。然らば縣長は民刑事の訴訟に對して、果してどの程度の關與をするであろうか。

民事ニ縣長ガ意見ヲ言ウコトガアルカ——重大ナ事件ハ自身デスルコトガアル。

スルト縣長ハ承審處長ノヨウナモノカ——然リ。

承審員ノ法令摘要ニハ、承審員ハ縣長ト「商同」トイウ言葉ハアルガ、處長トイウヨウナ監督權ハナイヨウニ見エルガ——重大ナ事件ハ二人デ責任ヲモツ。小サイ事件ハ承審員ガスル。

小サイ事件ハ縣長ガ判ヲ押スダケカ——然リ。

普通ハ承審員ガ判決ヲ内定シテ、縣長ノ意見ヲキ、ソノ上デ判決言イ渡シラスルノカ——重大ナコトハソウスル。

承審員ガ判決シテ後、知事カラ意見ノ出ルコトガアルカ——ナイ。判決書類ハ縣長ノ所エマワシテ判ヲ貰イ、ソノ上デ判決言

イ渡シラスル。

重大ナ事件デ縣長ガ判決スルコトガアルカ——主旨ヲ縣長ガ書イテ承審員ニ渡ス。ソレヲ承審員ガ讀ミ上ゲル。

縣長自ラスルコトガアルカ——アルガ少イ。

民事ニ就テモ出來ルカ——出來ル。

刑事ニモ出來ルカ——出來ル。

ソウイウ章程ガアルカ——第一條、第二條。

と。これによれば一般の事件に關しては、承審員が判事兼檢事として事件の審理にあたり、その訴狀及び判決等の一件書類は、承審員から縣長に廻送し、縣長はそれに意見を付して署名捺印の上承審員に戻し、承審員はそれによつて判決を法廷で朗讀することとなつて居り、從つて張氏のさきの應答にもかゝわらず、事件は大小となく縣長の決裁を仰ぐという形式をとつてゐる。また重大な事件に關しては、民刑事ともに縣長自ら法廷に立て、承審員檢察官いづれの職務をも執行し得るものゝ如く、それは「河北省縣政府承審處暫行規程」の第一條及び第二條によると言われる。¹⁾ そしてこのことは、吾國の裁判所構成法に於ける區或は地方裁判所の判事が、差支のためある事件を取扱うことが出來ない場合、他の判事による代理が認められてゐるに對し、承審處に於ては縣長がこれを執行し得るとされてゐることによつても知ることが出来る。

承審員ガ不在ソノ他ノ時ハ如何スルカ——縣長ガヤツチモヨイ。

實際ハシナイカ——延期スル。

法律上代理ハ認メラレテ居ルカ——法律上ハ高等法院カラ任命スル。

と言われる。尤も通常の承審處に於ては承審員が一人であつて、他の承審員を以て代理せしめ得ないことに。よるのであるが、とにかく縣長は、吾國裁判所に於ける判檢事に對して、裁判所長と檢事正とを一身に具備したような地位にあるわけである。従つてかかる組織の上からは、判決に對して當然次のような事態が生じて來る。

判決ニ對シテ承審員ト縣長ト意見が違ツタラ如何スルカ——縣長ノ意見ニヨル。

若シ縣公署内ニ事件ガ生ジテ、承審員ガ有罪ト認メテモ、縣長ガ無罪ト言エバ如何ナルカ——縣長ノ言ウ通りニスル。地方法院ノアル所デハ日本ノヨウニ出來ルガ、承審處デハ出來ナイ。

と。そして「縣知事審理訴訟暫行章程」の第四條から第七條までは、裁判に於ける縣長の「廻避」に關する手續を規定しているけれども、實際には行われ難いこと上記の應答によつても知られると思う。即ちこれは司法を行政から獨立せしめることを理想しながらも、即ち具體的には各縣に、名實ともに備つた地方裁判所たる地方法院を設置すべくして、なお設置し得られない現實から、縣政府の政治と結びついた承審處をその過渡的な組織として存するためであつて、即ち組織そのものゝ擔う司法制度の弱體性である。

今一つ承審處には弱體的な理由がある。即ちそれは當然に組織自體に由來するものではあるが、承審員の身分と經濟的な條件に關するものである。

さきにも見た如く張承審員の俸給は、本俸五十四圓、手當を含めて百三十圓であるが、その本俸は河北財政廳から、手當は縣から支給されて居り、本俸の倍額以上の割合にある手當が、縣政府から支給されるといふことは、司法が行政から獨立するためには實に致命的な缺陷である。加之、本俸自體さえ縣長の具申によつて左右されるという實情にある。

承審員ノ成績へ誰が判定スルカ——縣長ガ高等法院ニ報告スル。

縣長ト仲ガ悪ケレバ、コヽニ居ラレナシ、出世モ出來ナイワケカ——然リ。

と言われる如く、縣長はまさに承審員の監督官たるの地位にあるわけで、従つて縣長と不和ともなれば、そこには在任し得ないといふ結果に當然なる。然しながら縣長には承審員を退職せしめる權限は與えられていない。

承審員ニハ身分ノ保證ハナイワケカ——ソレ程ノ保證ハナイガ少シアル。

ドンナ保證カ——現在、縣長が自由ニヤメサスコトハ出來ヌ。²⁾

と。然し若し縣長と不和でも生ずれば、上記の如くその縣にはもはやとゞまり得ないわけであり、他方張氏の言うところによれば、河北省百三十一縣の中、現在承審員の赴任していない縣が五十縣の多きに達するとのことであつて、従つて結果としては轉任を餘儀なくされることとなる。尤も承審員自身による退職も自由であり、また上記の如き承審員の不足はその再任をも容易ならしめている。而してこのような承審員の不足は、一體何に由來するのであろうか。

承審員ノ試験ハ現在ナイダロウ——然り。法制學校ヲ出ナケレバナラヌ。縣知事ナラ何學校デモヨイ。³⁾

現在アル天津ノ法商學院ノ卒業生ハ、承審員ニナラヌノカ——、試辨承審員ニナレル。三ヶ月スンデ代理承審員ニナレル。⁴⁾

承審員ノ不足ハ何ノ原因カ——立派ナ資格ノアル人ハ縣エ來タガラナイシ、ヤリタイ人ハ資格ガナイ。

承審員ノ希望者ガ寡イワケカ——ソウダロウ。

如何イウワケカ——縣エ來ルノヲ嫌ガルカラ。

如何シテカ——治安モ悪ク、承審員トシテ自分ノ意見通りニ行カヌカラ。

意見通りニ行カヌノハ縣トノ關係カ——然リ。更ニ日本憲兵隊ヤ軍トノ關係ハムヅカシイ。

要するに承審員志望者の少い理由として、司法權の獨立していないこと、占領下に於ける日本軍との複雑な關係と、更に治安の不良とがあげられている。

さきに承審處も承審員も縣長の監督下にあることを見たのであるが、然らば身分上具體的には如何なる關係にあるであろうか。

中國の下級裁判所に就て

一四二

承審員ノ昇給ニ縣長ハ關係ナイカ——手當ハ縣長カラ貰ウ。高等法院デハナイ。

昇給ノ發令ハドコカラカ——縣長。

承審員ハ縣公署ノ職員カ——然リ。

科長トドチラガ上カ——大體同ジ。

序を以て當時の縣長及び縣公署の各科科長の俸給を見るに、

縣長	科長
一等縣 三四〇圓 (特例、四〇〇圓)。	一三〇圓 (特例、一四〇圓)。
二等縣 一五〇圓。	一一〇圓。
三等縣 一四〇圓。	一一〇圓。

而して承審員は前記の如く一三〇圓であるからして、大體一等縣の科長級にあたつて居り、また以て縣政府に於ける司法事務の比重が知られると思う。

以上は主として承審員の身分や待遇の面から見たのであるが、かかる條件の下に於ては、司法の縣行政からの獨立は到底望み得べくもないわけで、従つて承審處は組織としても、宛然縣行政に於ける一科の如き觀を呈し、それは恰も吾國の縣廳内に、縣知事の行政の一翼として司法事務部の存するが如き狀態にあり、従つて承審員もたかだか一部科長の地位に等しいといふ結果になつてゐる。

(1) 第一條 河北省未ダ法院ヲ設ケザル各縣へ、政府組織暫行條例第一條及ビ第五條ノ規定ニヨリ、承審處ヲ置キ、縣長ヲモツテ之管理ス。

第二條 承審處ハ承審官ヲ置キ、初級或ハ地方管轄第一審ノ民刑訴訟事件ヲ管轄ス、檢察事務ニ關シテハ縣長ニヨツテ之ヲ管理ス。

(2) 然し承審員には退職に伴つ生活の保證は全然ない。

アナタが退職スル時ニハ退職金ハアルカ——ナイ。

何年勤メチモナイカ——ナイ。

縣長カラ適當ニ出スカ——ナイ。

スルト退職後生活ノ保證ハ全然ナイカ——ナイ。地方法院以上ノ司法官ニハアル。

(3) 當時縣知事の資格試験は、大學の卒業者、薦任官、縣長の經驗者、省公署の廳長以上の官吏に受験資格ありとされていて、張承審員の受けた縣知事資格試験の問題を参考までに記すれば、一、東亞新秩序下に如何にして民衆を安居樂業させたか。二、中日滿三國親善の意義を三國の國民に告ぐるの書。三、行政訴訟と訴願法との區別。四、縣公署の組織と職務。他に口頭試問があり、過去の經驗と履歴をきかれたと言われ、受験者一〇五人に對して合格者五十六人とのことである。

(4) 河北省縣政府承審處暫行規程第五條によれば、承審官を代理、署理、責任の三級に分けている。こゝに試辯とは吾が司法官試補といふところであろう。

五 下級裁判の一般的性格

瀧川政次郎博士がその著「法律から見た支那國民性」に、「黒龍江省調査局法政科調査問題」の第五部「訴訟習慣」を紹介されて居り、その第五款の「訴訟人及關係訴訟人」の項に、「紳耆」、「歇家」及び「抱告」に関する調査項目がある。そして氏は「紳耆」を「古の三老、齋夫の如き村の古老で、村民の紛争に仲裁を買つて出ることのできる民間の聲望家のことである」と言われ、また「歇家」に就ては、「訴訟人が休息又は宿泊する家のことであつて、日本の舊幕時代にあつた公事宿のことである」と言られて居り、「抱告」とは「これまた日本の舊幕時代にあつた公事師、三百代言のたぐいである」と述べられている。よつて筆者も上記三點につき張承審員に質問を試みてみた。

紳耆ハ何ヲスルモノカ——何モシナイガ財産ガアリ、嘗テ大官デアツチ縣民ノ信望ヲモナ、縣ノ政治等モソレガ反對シタラ出來ナイ。ソレデ縣長等モ新任ノ時挨拶スルヨウナ人。

裁判ニハ關係ナイカ——ナイ。

スルト土豪劣紳ト同ジカ——前者ハヨイコトヲスルガ、後者ハ惡イコトヲスル。

と。即ち紳耆は隠退せるかつての大官で、財産があり、且つ縣民の信望を擔つて居る人で、縣政に對して隱然たる權力をもつもので、所謂土豪劣紳とは對照的な存在であるとされている。そしてこのように土豪劣紳と對照せられる意味での紳耆が、理のない訴訟に一般的に關與することは考えられないが、然し上記の如く司法が行政事務の一部であるが如き中國に於ては、名や顔が最もよくものをいゝ、またそういうつてを求めるに敏である中國の社會に於ては、紳耆も時に直接間接の關與をしないとは保しがたいのであるが、然しながらゝる紳耆そのものゝ存在が、即ちかつての大官で郷里に隱棲しているといった人物が、筆者の調査地域に於ては殆んど見なかつたのであつて——尤もこれは日華事變中という特殊事情によるものであるかも知れないが——一般的にも極めて稀有な存在であるといふことが出来ると思う。

「歇家」に就ては次のように答えられている。

「歇家」トハ——訴訟人ガ縣城カラ離シテ居レバ城内デ泊ル。ソノ家ノコト。
順義ニアルカ——アル。趙家店ト王家店。

ソレハ普通ノ宿屋カ——然リ。

ソノ宿ト承審處ト關係ハナイカ——ナイ。

ソコエ泊ルト裁判上何カ便利ガアルトイウコトハナイカ——ナイ。

と。即ち「歇家」の存在そのことに就ては肯定しているけれども、「歇家」と承審處との間に存在するであろ

うと想像される特殊關係に就ては、上記の如くこれを否定している。そこで次に當然筆者に課せられる問題は、その趙家店や王家店に就ての調査であるが、張承審員の應答が一般的に信憑し得るという印象から、改めて調査をすることを斷念したのであるが、すくなくとも本縣に於ては、「歇家」に泊ることによつて、訴訟が有利に導かれるといつたことは、まづ存しないものと見て誤りはないと思ふ。若し訴訟上何等かの便宜を得んとするならば、寧ろ訴訟の兩當事者と縣長との個人的な關係を洗うべきであること、上記承審員と縣長との關係によつても推知し得ると思う。

次に「抱告」に就ては次のように言われている。

多クノ事件ニ證人トナル人間ハナイカ——ナイ。

「抱告」トハ何カ——昔アツタ。民國初年マデアツタ。父ガ訴訟シテ子ガ代リニ出廷スルコト。

他人ガ代理スルコトヲ言ワナイカ——言ワナイ。親子ニ限ル。

同族親戚ハ如何——言ワナイ。

「抱告」デ子ガ親ニ代ルトイウノハ如何イウ意味カ——親ガ病氣トカ、子ノ方ガ話ガウマイトカ言ウ時。
ソレハ惡イコトカ、ヨイコトカ——惡イコトデハナイガ善イコトデモナイ。本來、子ハ出チ來ラレナイ。

親ガ子ニ代ルノヲ「抱告」ト言ワヌカ——言ワヌ。

と。これによれば「抱告」とはわが舊幕時代の公事師や三百代言を指稱するものではなくして、子が親の訴訟代理をすることのみをいゝ、親が子の代理をすることを言うものでもないことが明言せられている。¹⁾而してこゝで「本來、子ハ出テ來ラレナイ」というのは、民事訴訟法（一九三五年五月一日施行）の第三節の參加、第四節の委任、訴訟代理人に關する規定に於て、裁判所は辯護士たらざるものに、一當事者の受任者として出頭を禁ずること

とを得とあるを指すものであろう。

要之、これら「紳耆」や「歌家」や「抱告」に關する質問は、いづれも中國人一般の法律的知識の缺如に乗じ、名や顔や或は力がものをいゝ、公正なるべき司法を傳統的に汚濁しているという想定の上にたつてのものであるが、張承審員の應答は上記の如くであつて、中國の社會や司法の名譽のために、まことに慶賀に堪えないと言わざるを得ない。然し問題は果してこの承審員の應答の如くであるかどうかということである。そこで筆者は次のような一般的な形で質問を更にくり返してみた。

訴訟ニ勝トウツシテ、承審員ヤ書記員ニ物ヲ持ツテ來ルコトハナイカ——ナイ。

他縣ニハナカツタカ——ナイ。

原告ヤ被告ハソレ程公正ダトイウ意味カ——法律ノ條文ニヨツテ裁判スルカテ。

知事ヤ顧問²⁾ニ運動スルモノハナイカ——ナイ。

日本ノ三百代言ノヨウナ者ハナイカ——中國デハ調辭架訟トイウガ、コ、ニハナイ。

コ、ニハソレニ似タ者ハナイカ——ナイ。但シ友人ヤ親戚ガ礼ヲトラズニ助ケルコトハアル。

と言われる。而してこの第二問は、承審員の現任地に於ては正しい應答が求め得られないとの見地から、過去の、従つて他縣の場合に就て質してみたのであるが、それも亦否定的な應答を以てせられている。然しながら當時の吾々日本人は、その主觀的な意圖にもかゝわらず、彼等にとつて吾々は明に進駐軍であつて、従つてありのまゝな事實を果してどの程度にまで告白して呉れているか頗る疑問ではあるが、上記の諸應答全體を通して、彼の應答が必ずしも信憑に値しないと斷じ得ないことは、讀者と共に否定し得ない印象であると思われる。ましてや筆者の如くこの問題の調査期間中、また民國以來の案件整理の間、かなり長期に亘つて彼等と接觸し來り、そ

の人となりもその生活も、かなりな程度に知悉して居る者に於ておやである。とりわけ上訴審の認められている現状に於ては、下級裁判に於けるインチキは直ちに露呈し且つ修正され得るが故に、中國社會の一般的な悪弊から當然に豫想せられるインチキ裁判は、吾々が想像するより遙に寡く、裁判も亦比較的公正に行われていたとうことが出来ると思う。そしてこの種不正な裁判が盛行したのは、大體前清時代から現今の司法組織樹立に到るまでの過渡期に於てであつて、

承審制度へ民國三年頃カラアツタノニ、ソレ以前へ如何シテ居タカ——ソノ頃ハ法律理論ダケアツテ、條文ハ全然出來テ居ナ

カツタ。

法官ヤ承審員ハ頭デ考エテヤツタノカ——然リ。

と言われてゐる如く、かくの如き状況に於ては、わが徳川時代に於ける悪代官や公事師の横行も亦止むを得ないと言わざるを得ず、現今すくなくとも終戰當時に到るまでの中國は、その司法組織の不整備や國民の法律的教養の缺如にもかゝわらず、一應法洽國家としての態勢を徐々に整えつゝあつたのであって、司法組織確立以前、或は遙に遠い過去の悪弊を以て、そのまゝ現今も亦一般的に踏襲されていふと見ることは、問題によつては好事家的見解にすぎないと言わなければならぬと思う。

以上私は中國の下級裁判所たる承審處の沿革と組織と、その組織の焦點たる承審員と縣長との關係、更に承審處が行政事務の一端を擔うにすぎない組織上の不備にもかゝわらず、一般的には承審處に於ける裁判が、吾々の豫想以上に公正に行われているということを見てきたのであるが、更に以上の諸點を明にするためには、訴訟當事者、訟訴費用、訴訟の手續、上訴、強制執行等の諸項に亘つて考察すべきであり、それに對する若干の資料も亦手もとに存してはいるのであるが、與えられた紙數は既に遙に超過して居るが故に、一應これを以て本稿の

筆を擱くこととする。

- (1) 「辯源」によれば「抱告」は、清の制度であつて、官職にある者や婦女が訴訟を提起する時、その親屬或は家丁にたのんで代理せしめることをいうとある。
- (2) 正式には「○○縣連絡員」と稱していたが、通常は「顧問」と呼稱して居り、日本人による實質的な縣長であつた。